

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	財務省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

I 酒税法関連

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 酒類の製造・販売業の免許申請等

① 手続の概要

酒類を製造しようとする者又は酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、製造場又は販売場ごとにその製造場又は販売場の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされている。（酒税法第7条、第9条）

その手続としては、申請書及び政省令の定める添付書類（免許要件誓約書、定款の写し及び登記事項証明書、貸借対照表及び損益計算書等）を当該所轄税務署長に提出しなければならない。（酒税法施行令第12条、第14条、酒税法施行規則第7条、第7条の3）

また、免許を受けた酒類製造者又は酒類販売業者がその製造場又は販売場を移転しようとするときは、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならないこととされている。（酒税法第16条）

その手続としては、申請書及び省令の定める添付書類（移転先の製造場等の土地又は建物の賃貸借契約書等）を移転前の所轄税務署を経由して、移転先の所轄税務署長に提出しなければならない。（酒税法施行令第15条、酒税法施行規則第7条の4）

これらの手続に係る添付書類の省略や本人確認等については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定された中長期計画に沿って見直しを検討する。

② 電子化の状況

国税電子申告・納税システム（e-Tax）により申請・添付書類の提出が可能となり、複数店舗を経営する大手企業等を中心に活用されている。利用率向上のため、引き続き、広報・周知を行う。

(2) 酒類の製造・販売業の廃止の免許取消申請等

① 手続の概要

免許を受けた酒類製造者又は酒類販売業者がその酒類の製造の全部又は一部を廃止しようとするとき、又は酒類の販売業を廃止しようとするときは、製造免許又は販売業免許の取消しを申請しなければならないこととされている。（酒税法第17条第1項、第2項）

その手続としては、申請書及び申請者の印鑑証明書を製造場又は販売場の所轄税務署長に提出しなければならない。（酒税法施行令第16条、酒税法施行規則第7条の5）

第3項)

免許を受けた酒類製造者又は酒類販売業者につき相続があり、その相続人が引き続きその製造業又は販売業をしようとする場合には、遅滞なく、その旨をその製造場又は販売場の所轄税務署長に申告しなければならないこととされている。(酒税法第19条)

その手続としては、申告書、申告者の戸籍抄本及び免許要件誓約書を当該税務署長に提出しなければならない。(酒税法施行令第18条)

これらの手続に係る添付書類の省略や本人確認等については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定された中長期計画に沿って見直しを検討する。

② 電子化の状況

上記(1)②と同じ。

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

(1) 酒類の製造・販売業の免許申請等

① 財務諸表の添付省略【平成30年7月実施済み】

酒類の製造・販売業の免許申請において、最終事業年度以前3事業年度の損益計算書及び貸借対照表の添付を求めているところであるが、直近3年間において所得税又は法人税の確定申告を行い、所轄の税務署長に最終事業年度以前3事業年度の損益計算書及び貸借対照表を提出している場合は、その添付を不要とした。

－ワンスオンリー原則－

② 申請書の記載項目の削減【平成30年7月実施済み】

酒類販売業の免許申請において、申請書への法定記載項目となっている収支の見込みについて、酒税法上の酒類の品目ごとにその見込みを記載させているところであるが、酒類事業全体の収支の見込みと変更するなど、記載項目を削減した。

③ 法人の登記事項証明書の添付省略【行政機関間の情報連携を前提に平成32年度以降対応予定】

酒類の製造・販売業の免許申請において、申請者が法人である場合は法人の登記事項証明書の添付を求めているところであるが、法務省が平成32年度以降に構築することとされている、行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより、「登記事項証明書(商業)」の添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。

－ワンスオンリー原則－

④ 住民票の写しの添付省略【行政機関間の情報連携を前提に平成32年度以降対応予定】

酒類の製造・販売業の免許申請において、申請者が個人である場合は住民票の写しの添付を求めているところであるが、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより、「住民票の写し」の添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。

－ワンスオンリー原則－

(2) 酒類の製造・販売業の廃止の免許取消申請等

① 添付書類の見直し【平成 29 年 10 月実施済み】

酒類の製造・販売業の免許取消申請において、申請書に押印した申請者（申請者が法人の場合には代表者）の印鑑証明書の添付を求めているところであるが、運転免許証等これに代わる書類も認めることとし、手続の簡素化を行った。

② 酒類の製造・販売業の相続の申告における添付書類の簡素化【平成 30 年 4 月実施済み】

酒類の製造・販売業の相続の申告において、申告者の戸籍抄本の添付を求めているところであるが、戸籍抄本の写し等でも可能とした。

また、これらの手続に係る戸籍抄本の添付省略については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定された中長期計画に沿って見直しを検討する。

3 コスト計測

1. 選定理由

○ 酒類の販売業免許及び販売業を廃止しようとするときの免許取消申請

酒税法関連の営業の許可・認可に係る手続において、申請件数、申請書の記載項目や添付書類の数等を勘案し、事業者負担が大きい申請と考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

① 計測の方法

酒類の販売免許取得者へのアンケート調査を実施し、これらの結果に基づき 1 件当たりの事業者の作業時間を算出し、年間の申請件数を乗じることにより算出。

② 計測の時期

平成 29 年 8～12 月及び平成 30 年 8 月～12 月実施済み

II 通関業法関連

1 手続の概要及び電子化の状況

○ 通関業の許可等

① 手続の概要

通関業を営もうとする者は、財務大臣の許可を受けなければならないこととされている。（通関業法第 3 条第 1 項）

その手続としては、申請書及び省令の定める添付書類（許可要件誓約書、定款の写し及び登記事項証明書等）を財務大臣に提出しなければならない。（通関業法施行規則第 1 条）

また、許可を受けた通関業者に氏名又は名称並びに住所等の変更等があった場合には、その旨を財務大臣に届け出なければならないこととされている。（通関業法第 12

条)

その手続としては、届出書及び変更の事実を証明する書類（住民票の写しや登記事項証明書等）を財務大臣に提出しなければならない。（通関業法基本通達 12-1）

これらの手続に係る添付書類の省略や本人確認等については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定された中長期計画に沿って見直しを検討する。

② 電子化の状況

許可事項の変更の届出書については、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）により届出・添付書類の提出が可能。

通関業の許可申請については、平成 18 年に税関手続申請システム（CuPES）が稼働し電子申請による受付を開始したが、通関業の許可に係る手続は継続性・反復性が無いこと等の理由から、平成 18 年度以降の 3 年間に於いて利用実績がなく、当該システム自体の利用も低迷していたことから、平成 22 年 3 月に廃止された。これについては、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用した申請の電子化について、「デジタル・ガバメント実行計画」等を踏まえて策定された中長期計画に沿って検討する。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

① 通関業の営業区域制限の廃止【平成 29 年 10 月実施済み】

通関業の許可申請について、既に許可を得ている者であっても当該許可を受けた税関の管轄区域とは別の税関の管轄区域で通関業を営もうとする場合は、申請予定の区域を管轄する税関長の許可を受けなければならないこととされていた。これに関し、通関業の営業区域制限を廃止し、通関業者は一の通関業の許可により全国で通関業務を行うことを可能とし、複数の税関での通関業許可の取得を不要とした。

－ワンスオンリー原則－

② 申請書様式の見直し【平成 30 年 7 月実施済み】

通関業の許可申請書に添付する営業明細書について、平成 30 年 7 月に通達を改正し、削減可能な記載項目を削減した新様式とした。

3 コスト計測

1. 選定理由

○ 通関業の許可

通関業法関連の営業の許可・認可に係る手続の中で主要な手続であり、申請書の記載項目や添付書類が多いことから、事業者負担が大きい手続と考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

① 計測の方法

通関業許可申請者への聞き取り調査を実施し、この結果に基づき 1 件当たりの事業者の作業時間を算出し、年間の申請件数を乗じることにより算出。

② 計測の時期

平成 30 年 1～3 月及び平成 31 年 1～3 月実施済み

Ⅲ たばこ事業法関連

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 製造たばこ小売販売業の許可等

① 手続の概要

製造たばこの小売販売業をしようとする者は、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないこととされている。(たばこ事業法第 22 条)

その手続としては、申請書及び法令の定める添付書類(許可要件誓約書、定款及び登記事項証明書等)を、日本たばこ産業株式会社(JT)の営業所を經由して財務(支)局長に提出しなければならない。(たばこ事業法第 22 条、たばこ事業法施行規則第 18 条、第 19 条)

なお、上記手続において、財務(支)局がその管轄区域内において幅広く製造たばこの小売販売業を行っていると認める事業者(地域的組織を有する法人)が新たに小売販売業に係る許可申請を行う場合については、添付書類のうち許可要件誓約書、定款、登記事項証明書の提出が省略されている。

また、許可を受けた小売販売業者がその営業所を移転しようとするとき又はその営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとするときは、財務大臣の許可を受けなければならないこととされている。(たばこ事業法第 25 条、第 26 条)

その手続としては、申請書及び省令の定める添付書類(移転先又は出張販売場所の位置を示す図面等)を、日本たばこ産業株式会社(JT)の営業所を經由して財務(支)局長に提出しなければならない。(たばこ事業法施行規則第 23 条、第 24 条)

これらの手続に係る添付書類の省略や本人確認等については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定された中長期計画に沿って見直しを検討する。

② 電子化の状況

平成 15 年に財務省電子申請システムが稼働し、製造たばこの小売販売業の許可申請手続を含め、たばこ事業に係る諸手続についても電子申請による受付を開始したが、たばこ事業に係る諸手続は、多くの手続で継続性・反復性が無いこと等の理由から利用が低迷した(平成 20 年度実績 44 件(オンライン利用率 0.07%))。

財務省電子申請システムは、平成 21 年 9 月に会計検査院より、利用の低迷を理由に停止を含めた抜本的な措置を講ずるよう意見が示されたこと等から、平成 22 年 3 月に廃止されたが、手続のオンライン化については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定された中長期計画に沿って見直しを検討する。

(2) 小売販売業者の商号等の変更の届出等

① 手続の概要

許可を受けた小売販売業者に商号、名称又は氏名及び住所等に変更があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならないこととされている。(たばこ事業法第30条)

その手続としては、届出書及び変更の事実を証明する書類(住民票の写しや登記事項証明書等)を、日本たばこ産業株式会社(JT)の営業所を経由して財務(支)局長に提出しなければならない。(たばこ事業法施行規則第29条)

なお、上記手続において、地域的組織を有する法人については、日本たばこ産業株式会社(JT)の営業所毎ではなく、財務(支)局長のみに提出すればよいこととされている。

許可を受けた小売販売業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人等はその小売販売業者の地位を承継する。なお、小売販売業者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならないこととされている。(たばこ事業法第27条、第28条)

その手続としては、届出書及び省令の定める添付書類(戸籍謄本等)を、日本たばこ産業株式会社(JT)の営業所を経由して財務(支)局長に提出しなければならない。(たばこ事業法施行規則第25条)

許可を受けた小売販売業者が、営業所における営業を引き続き1月を超えて休止しようとするとき、営業所における営業を廃止したとき又は出張販売場所における営業を取りやめたときは、その旨を財務大臣に届け出なければならないこととされている。(たばこ事業法第29条、第30条第2項)

その手続としては、届出書を日本たばこ産業株式会社(JT)の営業所を経由して財務(支)局長に提出しなければならない。(たばこ事業法施行規則第27条、第28条)

これらの手続に係る添付書類の省略や本人確認等については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定された中長期計画に沿って見直しを検討する。

② 電子化の状況

上記(1)②と同じ。

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

(1) 製造たばこ小売販売業の許可等

① 情報照会に対する情報提供の期間の短縮化【平成29年度実施済み】

製造たばこ小売販売業の許可申請、営業所の移転の許可申請について、原則、許可を受けるためには予定営業所と既設営業所との間で一定の距離を満たす必要(距離基準)があるところ、申請の事前準備として通常、事業者から財務(支)局に対し、予定営業所周辺の既設営業所に係る情報の照会が行われる。現状、当該情報照会については、主に財務(支)局担当課窓口又は郵送にて受付し、当該窓口において照会から1ヶ月程度で回答している。当該情報照会について、回答するまでの期間の短縮化を図るべく、電子メールの利用を含め、照会及び回答の取扱方法の明確化を図るとともに、事務フローの見直しを行った。

② 添付書類の提出省略【平成29年度実施済み】

製造たばこ小売販売業の許可申請について、事業者の負担軽減を図るべく、既に製造たばこの小売販売業を行っている事業者が新たに別の営業所に係る許可申請を行う場合において、上記手続の概要（（１）①）にある地域的組織を有する法人に係る添付書類の省略の活用を促すとともに、この手続の更なる活用について、業界団体への周知を行った。

－ワンスオンリー原則－

③ 申請書様式の見直し等【平成 29 年度実施済み】

製造たばこ小売販売業の許可申請、営業所の移転又は出張販売の許可申請について、申請書様式の見直し（HP 掲載の様式を直接入力可能な形式（Word 化）に改める）・分かりやすい記載例の作成、手続に係る添付書類の還付・再利用の促進を行った。また、様式及び記載例について、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載するとともに、業界団体への周知を行った。

（２）小売販売業の商号等の変更の届出等

① 届出書類の提出省略【平成 29 年度実施済み】

小売販売業者の商号等の変更の届出について、事業者の負担軽減を図るべく、製造たばこの小売販売業を行っている事業者が変更に係る書類を提出する場合において、上記手続の概要（（２）①）にある地域的組織を有する法人に係る届出書類の提出先の一元化の活用を促すとともに、この手続の更なる活用について、業界団体への周知を行った。

－ワンスオンリー原則－

② 届出書様式の見直し等【平成 29 年度実施済み】

小売販売業者の商号等の変更、承継、休止、廃止、出張販売の取りやめに係る届出について、届出書様式の見直し（HP 掲載の様式を直接入力可能な形式（Word 化）に改める）・分かりやすい記載例の作成、手続に係る添付書類の還付・再利用の促進を行った。また、様式及び記載例について、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載するとともに、業界団体への周知を行った。

3 コスト計測

1. 選定理由

○ 製造たばこ小売販売業の許可

たばこ事業法関連の営業の許可・認可に係る手続において、申請件数、申請書の記載項目や添付書類の数等を勘案し、事業者負担が大きい手続と考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

① 計測の方法

たばこ小売販売業者の業界団体（たばこ販売組合等）への聞き取り調査を実施し、この結果に基づき 1 件当たりの事業者の作業時間を算出し、年間の申請件数を乗じることにより算出。

② 計測の時期

平成 29 年 9～10 月及び平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月実施済み

営業の許可・認可に係る手続

参考資料

(財務省)

<目次>

酒税法	1
酒税法施行令	3
通関業法	7
通関業法施行令	9
通関業法施行規則	10
たばこ事業法	11
たばこ事業法施行規則	12

○酒税法（抄）

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

- 一 清酒 六十キロリットル
- 二 合成清酒 六十キロリットル
- 三 連続式蒸留焼酎 六十キロリットル
- 四 単式蒸留焼酎 十キロリットル
- 五 みりん 十キロリットル
- 六 ビール 六十キロリットル
- 七 果実酒 六キロリットル
- 八 甘味果実酒 六キロリットル
- 九 ウイスキー 六キロリットル
- 十 ブランデー 六キロリットル
- 十一 原料用アルコール 六キロリットル
- 十二 発泡酒 六キロリットル
- 十三 その他の醸造酒 六キロリットル
- 十四 スピリッツ 六キロリットル
- 十五 リキュール 六キロリットル
- 十六 粉末酒 六キロリットル
- 十七 雑酒 六キロリットル

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留焼酎又はみりんを製造しようとする場合
- 二 連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようとする場合
- 三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合
- 四 試験のために酒類を製造しようとする場合

五 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

六 一の製造場において連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

七 前各号に準ずる場合として政令で定める場合

4 第一項の製造免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該製造免許につき期限を付することができる。

5 前項の期限を付した製造免許を与えた後に生じた事由により特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該期限を延長することができる。

6 第二項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

(酒類の販売業免許)

第九条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてする酒類（当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。）の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

2 前項の販売業免許を与える場合において、その販売業免許を受けようとする者が博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であると認められるときは、税務署長は、当該販売場に係る同項の販売業免許につき期限を付することができる。

3 第七条第五項の規定は、前項の期限を付した販売業免許について準用する。

(製造場又は販売場の移転の許可)

第十六条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者は、その酒類、酒母若しくはもろみの製造場又は酒類の販売場を移転しようとするときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、移転先につき第十条第九号又は第十一号に掲げる事由があるときは、税務署長は、前項の許可を与えないことができる。

(製造又は販売業の廃止)

第十七条 酒類製造者又は酒母等の製造者がその製造の全部又は一部を廃止しようとするときは、政令で定める手続により、酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消しを申請しなければならない。

2 酒類販売業者がその販売業を廃止しようとするとき（その販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含む。）は、政令で定める手続により、酒類の販売業免許の取消しを申請しなければならない。

(製造業又は販売業の相続)

第十九条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者につき相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地又はその販売場の所在地（販売場がない場合には、相続人の住所地）の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の申告をした相続人が第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないときは、当該相続人は、その相続の時ににおいて、被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）が受けていた酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を受けたものとみなす。

3 前項の規定の適用については、第十条第六号中「申請前」とあるのは、「申告前」とする。

○酒税法施行令（抄）

(酒類の製造免許の申請)

第十二条 法第七条第一項の規定により酒類の製造免許（同項に規定する製造免許をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 製造場の所在地及び名称
- 三 製造しようとする酒類の品目及び範囲
- 四 製造方法
- 五 製造免許を受けた後一年間の酒類の製造見込数量
- 六 試験のために酒類を製造しようとする者にあつては、その旨及び目的
- 七 製造場の設備の状況
- 八 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、申請者が法第十条第一号から第八号までに規定する者及び破

産者で復権を得ていない者に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(酒類の販売業免許の申請)

第十四条 法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許(同項に規定する販売業免許をいう。以下同じ。)を受けようとする者は、当該販売業免許を受けようとする酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業(以下「販売業」と総称する。)の区分の異なるごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 販売場(継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。)の所在地及び名称
- 三 販売しようとする酒類の品目、範囲及びその販売方法
- 四 博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者にあつては、その旨及び販売業をしようとする期間
- 五 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、申請者が法第十条第一号から第八号までに規定する者及び破産者で復権を得ていない者に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(製造場又は販売場の移転の許可の申請)

第十五条 法第十六条第一項の規定により製造場又は販売場の移転につき許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該移転前の製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長を経由し、移転先の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 移転の理由及び年月日
- 三 酒類の製造場を移転しようとする場合には、移転先につき第十二条第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 四 酒母又はもろみの製造場を移転しようとする場合には、移転先につき第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事項
- 五 酒類の販売場を移転しようとする場合には、移転先につき前条第一項第二号から第四号までに掲げる事項
- 六 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(製造又は販売業の廃止の手続)

第十六条 法第十七条第一項の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造の廃

止に係る製造免許の取消しの申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該製造の廃止に係る製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 製造の廃止の理由及び年月日
- 三 製造を廃止しようとする酒類の品目又は酒母若しくはもろみの別
- 四 製造場の所在地及び名称
- 五 その他財務省令で定める事項

2 法第十七条第二項の規定により酒類の販売業の廃止に係る販売業免許の取消しの申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該販売業の廃止に係る販売場の所在地（販売場がない場合には、住所地）の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 販売業の廃止の理由及び年月日
- 三 廃止しようとする販売業の区分
- 四 販売場の所在地及び名称
- 五 その他財務省令で定める事項

3 前二項の申請書には、財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（酒類製造業等の相続の申告）

第十八条 法第十九条第一項の規定により酒類製造者（酒類の製造免許を受けた者をいう。以下同じ。）、酒母等の製造者（酒母又はもろみの製造免許を受けた者をいう。以下同じ。）又は酒類販売業者につき相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、当該相続のあつた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 申告者の住所及び氏名
- 二 被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の氏名及び申告者との続柄
- 三 酒類製造業を引き続きしようとする者にあつては、その製造しようとする酒類の品目、範囲、製造場の所在地及び名称
- 四 酒母又はもろみの製造業を引き続きしようとする者にあつては、その製造しようとするこれらの物の別、製造場の所在地及び名称
- 五 酒類販売業を引き続きしようとする者にあつては、その販売しようとする酒類の品目、範囲、販売方法、販売場の所在地及び名称その他第十四条第一項第四号に掲げる事項
- 六 相続の年月日
- 七 他に相続人があるときは、その者の住所及び氏名

2 前項の申告書には、申告者の戸籍抄本並びに申告者が法第十条第一号から第三号

まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

- 3 第一項の場合において、その相続に係る一の製造場又は販売場における製造業又は販売業をしようとする相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、連署して同項の申告書を提出するものとする。

○通関業法（抄）

（通関業の許可）

第三条 通関業を営もうとする者は、財務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 前項の条件は、この法律の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならない。
- 4 財務大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する。
- 5 第一項の規定は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項の規定により弁護士が行う職務若しくは同法第三十条の五の規定により弁護士法人が行う業務又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により弁理士が行う業務若しくは同法第四十条の規定により特許業務法人が行う業務（同法第四条第二項第一号に掲げる事務に係るものに限る。）については、適用しない。

（許可の申請）

第四条 通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名及び住所
 - 二 通関業務を行おうとする営業所の名称及び所在地
 - 三 前号の営業所ごとの責任者の氏名及び第十三条の規定により置こうとする通関士の数
 - 四 通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類
 - 五 通関業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類
- 2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。

（営業所の新設）

第八条 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、財務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 第三条第二項から第四項まで並びに第五条第二号及び第三号の規定は、前項の許可について準用する。

（許可の承継）

第十一条の二 通関業者について相続があつたときは、その相続人（相続人が二人以

上ある場合において、その全員の同意により通関業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定により通関業の許可に基づく地位を承継した者（次項において「承継人」という。）は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について財務大臣に承認の申請をすることができる。
- 3 財務大臣は、承継人について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。
- 4 通関業者について合併若しくは分割（通関業を承継させるものに限る。）があつた場合又は通関業者が通関業を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）は、第十条第一項第一号又は第三号の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる。
- 5 財務大臣は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。
- 6 財務大臣は、第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可について第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件（この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三条第三項の規定を準用する。
- 7 財務大臣は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

（変更等の届出）

第十二条 通関業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者（第三号の場合にあつては、政令で定める者）は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。

- 一 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第十条第一項の規定により通関業の許可が消滅したとき。

○通関業法施行令（抄）

（営業所の新設の許可の申請手続）

第一条 通関業法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による許可を受けようとする通関業者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該営業所の名称及び所在地
 - 二 当該営業所の責任者の氏名及び法第十三条の規定により置こうとする通関士の数
 - 三 当該営業所における通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類
- 2 前項の許可申請書には、許可を受けようとする営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名、その通関業務の用に供される資産の明細並びに当該営業所において行われる見込みの通関業務の量及びその算出の基礎を記載した書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。

（通関業の許可を承継することの承認の手続）

第三条 法第十一条の二第二項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 被相続人である通関業者の氏名及び住所
 - 二 相続があつた年月日
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 法第十一条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。
- 一 合併若しくは分割をしようとする通関業者又は当該通関業を譲り渡そうとする通関業者の名称又は氏名及び住所
 - 二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により前号の通関業者の通関業を承継する法人又は当該通関業を譲り受ける者の名称又は氏名及び住所
 - 三 合併若しくは分割又は第一号の通関業者の通関業の譲渡しが予定されている年月日
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 前二項に規定する申請書には、当該申請書を提出する者（以下この項において「申請者」という。）の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。ただし、財務大臣は、申請者の資力その他の事情を勘案してその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書面の添付を省略させることができる。

○通関業法施行規則（抄）

（通関業許可申請書の添付書面）

第一条 通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

- 一 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び履歴書（申請者が法人である場合には、その定款、登記事項証明書並びに役員（法第六条第十号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）の名簿及び履歴書）
- 二 申請者（申請者が法人である場合には、その役員）が法第六条第一号に掲げる者（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及び法第六条第二号に掲げる者に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- 三 申請者（申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員）が法第六条第三号から第九号まで及び第十一号のいずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓書
- 四 通関士となるべき者その他の通関業務の従業者（申請者が法人である場合における通関業務を担当する役員を含む。）の名簿及びこれらの者の履歴書
- 五 申請者が通関業以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び最近における損益の状況を示す書面
- 六 年間に於いて取り扱う見込みの通関業務の量及びその算定の基礎を記載した書面
- 七 その他参考となるべき書面

（許可の承継に係る承認申請の添付書面）

第二条 前条の規定は、通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。）第三条第三項に規定する財務省令で定める書面について準用する。

○たばこ事業法（抄）

（製造たばこの小売販売業の許可）

第二十二条 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（製造たばこの小売販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 営業所の所在地

3 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（営業所の移転）

第二十五条 小売販売業者は、その営業所を移転しようとするときは、財務省令で定めるところにより、財務大臣の許可を受けなければならない。

（出張販売）

第二十六条 小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとする場合においては、財務省令で定めるところにより、その場所ごとに、財務大臣の許可を受けなければならない。

（小売販売業の承継）

第二十七条 小売販売業者について相続、合併又は分割があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人は、その小売販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人が第二十三条各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの小売販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関しては、当該相続人を小売販売業者とみなす。
- 3 第一項の規定により小売販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により小売販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第二十八条 前条一項及び第三項の規定は、小売販売業者が自らを代表者とする法人（定款に製造たばこの小売販売を業として行う旨の定めがあるものに限る。）を設立した場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合について準用する。

（小売販売業の休止）

第二十九条 小売販売業者は、その営業所における営業を引き続き一月を超えて休止しようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を財務大臣に届け出なければならない。

（小売販売業者の商号等の変更等の届出）

第三十条 小売販売業者は、第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

- 2 小売販売業者は、その営業所における営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。第二十六条第一項の許可を受けて行う小売販売を取りやめたときも、同様とする。

○たばこ事業法施行規則（抄）

（特定販売業者の商号等の変更の届出）

第十二条 特定販売業者は、法第十五条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号による変更届出書をその者に係る登録をしている税関長に提出しなければならない。この場合において、当該特定販売業者は、住民票その他の変更の事実を証明する書類を添付しなければならない。

（特定販売業の廃止の届出）

第十三条 法第十六条第一項の規定により特定販売業の廃止の届出をしようとする者は、別紙様式第八号による廃止届出書を法第十二条の登録をしていた税関長に提出しなければならない。

(小売販売業の許可の申請)

第十八条 法第二十二條第二項の規定により同條第一項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、別紙様式第十七号による許可申請書を会社の製造たばこの販売業務を行う営業所（以下「会社の営業所」という。）を経由して、その者の申請に係る営業所（以下「予定営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

(許可申請書の添付書類)

第十九条 法第二十二條第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 許可申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 許可申請者（未成年者（法第二十二條第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあつては、その法定代理人（製造たばこの小売販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 許可申請者（未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあつては、その法定代理人をいう。）が破産者で復権を得ないもの又は禁治産者に該当しない旨の市町村（東京都の特別区を含む。）の長の証明書

ハ 許可申請者（未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあつては、その法定代理人をいう。）の後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項第一号に規定する登記事項証明書

ニ 予定営業所の位置を示す図面（自動販売機を設置する場合には、自動販売機設置予定場所を明示したもの。）

ホ 許可申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、未成年者の登記事項証明書

ヘ 許可申請者が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者であるときは、身体障害者手帳の写し

ト 許可申請者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する寡婦又は同条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるときは、同法第八条に規定する福祉事務所の長の発行する当該者である旨を証明する書類

チ 予定営業所が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の許可申請者が予定営業所を使用することができる旨を証明する書類

リ 許可申請者以外の者が営業又は管理を行う場所に自動販売機を設置しようと

するときは、別紙様式第十八号による未成年者喫煙防止のための管理責任を負う旨の誓約書

二 許可申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 前号二に掲げる書類

ハ 予定営業所が自己の所有に属しないときは、前号チに掲げる書類

ニ 許可申請者以外の者が営業又は管理を行う場所に自動販売機を設置しようとするときは、前号リに掲げる書類

2 法第二十二條第三項に規定する法第二十三條各号に該当しないことを誓約する書面は、別紙様式第十九号により作成しなければならない。

(小売販売業者の営業所移転の許可の申請)

第二十三條 小売販売業者は、法第二十五條第一項の許可を受けようとするときは、別紙様式第二十号による移転許可申請書を、会社の営業所を経由して、その者に係る許可をした財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、小売販売業者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 移転先の営業所の位置を示す図面（自動販売機を設置する場合には、自動販売機設置予定場所を明示したもの。）

二 移転先の営業所が自己の所有に属しないときは第十九條第一号チに掲げる書類

三 小売販売業者以外の者が営業又は管理を行う場所を移転先として自動販売機を設置しようとするときは、第十九條第一号リに掲げる書類

(小売販売業者の出張販売の許可の申請)

第二十四條 小売販売業者は、法第二十六條第一項の許可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号による出張販売許可申請書を、会社の営業所を経由して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、小売販売業者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 出張して販売しようとする場所が自己の所有に属しないときは当該場所で製造たばこを販売することができる旨を証明する書類

二 出張販売場所の位置を示す図面（自動販売機を設置する場合には、自動販売機設置予定場所を明示したもの。）

三 小売販売業者以外の者が営業又は管理を行う場所を出張販売場所として自動販売機を設置しようとするときは、第十九條第一号リに掲げる書類

(小売販売業者の承継の届出)

第二十五条 法第二十七条第一項の規定により小売販売業者の地位を承継した者（以下この項において「一般承継者」という。）又は法第二十八条の規定により小売販売業者の地位を承継した者（以下この項において「特定承継者」という。）は、法第二十七条第三項（法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十二号による承継届出書に次の書類を添付して、会社の営業所を経由して、当該地位を承継された小売販売業者に係る法第二十二条第一項の許可をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一 一般承継者又は特定承継者が法第二十三条各号に該当しないことを誓約する別紙様式第十九号により作成した書面及び一般承継者又は特定承継者に係る第十九条第一項各号に掲げる書類（同項第一号 イ、ロ、ハ、ホ、チ及びり並びに同項第二号 イ、ハ及びニに掲げる書類に限る。）

二 一般承継者が相続人である場合であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものであるときは、別紙様式第二十三号による当該事実を証明する書面及び戸籍謄本

三 一般承継者が相続人である場合であつて、前号の相続人以外のものであるときは、別紙様式第二十四号による相続を証明する書面及び戸籍謄本

四 特定承継者にあつては、法人の登記事項証明書その他の法第二十八条の規定により地位を承継した旨を証明する書類

五 一般承継者が分割により事業の全部を承継した法人である場合は、当該事業の全部を承継したことを証明する分割計画書の写し又は分割契約書の写し

2 法第二十七条第二項の規定により小売販売を業として行う者は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号による届出書に戸籍謄本を添付して、会社の営業所を経由して、その者により相続された小売販売業者に係る法第二十二条第一項の許可をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

(小売販売業者の地位を承継する場合)

第二十六条 法第二十八条に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 小売販売業者を代表者とする法人が、当該小売販売業者から製造たばこの小売販売に係る営業を譲り受けた場合

二 小売販売業者たる法人の代表者が、個人として、当該法人から製造たばこの小売販売に係る営業を譲り受けた場合

三 小売販売業者たる法人の代表者と同居する三親等内の親族（配偶者を含む。次号において同じ。）が、当該法人から製造たばこの小売販売に係る営業を譲り受けた場合

四 小売販売業者と同居する三親等内の親族又は当該三親等内の親族を代表者とする法人が、当該小売販売業者から製造たばこの小売販売に係る営業を譲り受けた場合

五 小売販売業者の属する人格のない社団の構成員又は当該人格のない社団の構成員の過半数が所属する法人が、当該小売販売業者から製造たばこの小売販売に係る営業を譲り受けた場合

六 小売販売業者たる法人が会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定によりその組織を変更した場合（組織変更後の法人の定款に製造たばこの小売販売を業として行う旨の定めがある場合に限る。）

（小売販売業の休止の届出）

第二十七条 小売販売業者は、法第二十九条の規定により休止の届出をしようとするときは、別紙様式第二十六号による休止届出書を、会社の営業所を経由して、管轄財務局長に提出しなければならない。

（出張販売の取りやめの届出）

第二十八条 小売販売業者は、法第三十条第二項後段の規定により届出をしようとするときは、別紙様式第二十七号による届出書を、会社の営業所を経由して、管轄財務局長に提出しなければならない。

（準用）

第二十九条 第十二条から第十三条までの規定は、製造たばこの小売販売業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十二条	法第十五条	法第三十条第一項
	別紙様式第七号	別紙様式第二十八号
	その者に係る登録をしている税関長	会社の営業所を経由して、管轄財務局長
第十三条	法第十六条第一項	法第三十条第二項前段
	別紙様式第八号	別紙様式第二十九号
	法第十二条の登録	会社の営業所を経由して、法第二十二條第一項の許可
	税関長	財務局長又は福岡財務支局長